

上水道エリアにおける県域水道一体化の経緯と新県域水道ビジョン

経緯

- ◆ 平成29年10月 奈良県・市町村長サミットで「**県域水道一体化の目指す姿と方向性**」を提示
- ◆ 平成30年 4月 28市町村及び県で部局長、課長レベルをメンバーとした「**県域水道一体化検討会**」を立ち上げ、一体化の検討体制を構築
- ◆ 平成31年 3月 県で「**新県域水道ビジョン**」を策定し、県域水道一体化を正式に位置づけ
- ◆ 平成31年 4月 第2回 県域水道一体化検討会において、検討会に5つの「**ワーキンググループ**」を設置し、関係市町村が主体的に検討・協議できる体制を構築
【5つのWG】 施設共同化、財政シミュレーション、基本方針、水質管理、システム
- ◆ 令和元年 8月 第3回 県域水道一体化検討会【統合に向けた考え方の整理(次頁参照)、検討スケジュール】
- ◆ 令和元年12月 第4回 県域水道一体化検討会【現状分析、更新需要予測】

新県域水道ビジョンの概要(上水道エリア)

水道事業の課題

- ① 水需要の減少
→30年後に26%減少
- ② 水道施設の更新費用の増大
→現在の投資レベルの約3倍に増大
- ③ 人員不足
→過去10年で20%減少

↓
単独では持続性が危ぶまれる

課題解決の
方向性

県営水道と市町村水道事業による経営統合

目標年次は令和8年度とし、概ね10年後に事業統合

【一体化のねらい】

- 施設共同化による**更新費用の抑制**
- 業務共同化・官民連携による**体制強化**
- 耐震化、老朽化への取組促進により**強靱な水道の実現**
- 水質管理の一元化による**安全の確保**
- 危機管理体制の再構築

統合に向けた考え方の整理

○ : 認可単位

新県域水道ビジョン

令和8年度 **経営統合**

当面の間、市町村水道事業はセグメント会計として継続

概ね10年後 **事業統合**

市町村からの意見

統合の効果を十分に発揮させるため **事業統合で検討すべき**

事業統合

- 組織も事業も一本化され **責任の所在が明確**
- 施設共同化や料金設定の **全体最適化が進む**

経営統合

- 組織は一本化されているが組織内の **責任の所在が不明確**
- 施設共同化や料金設定も **個別最適化が優先される**

国の意見

【厚生労働省(水道法)】

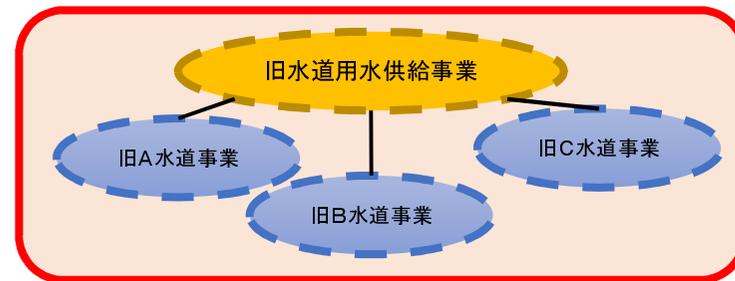
- 統合は **事業統合が基本**。経営統合では水道事業認可が個別に必要で、かつ施設共同化を行う場合、手続きが非常に煩雑となる
- **10~20年の事業計画のもと料金統一方針を記載すれば、事業統合として認可を一本化できる**

【総務省(公営企業法)】

- 一旦経営統合すると個別最適化が優先され、より一層事業統合が困難になる。事業統合が目標ならば、当初から事業統合の方針を進めるべき

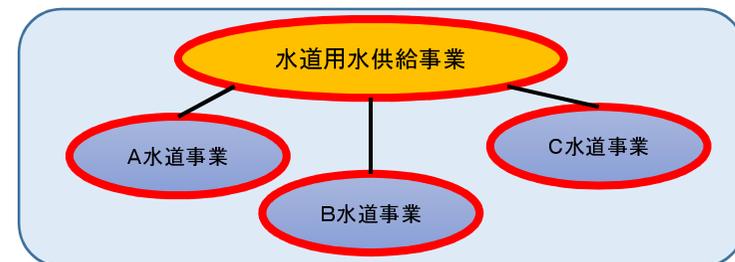
事業統合

- 経営主体も事業も認可も一本化
- **料金、会計、資産管理等も一本化**
(設立当初は会計の区分経理、水道料金の個別設定も可能)
- **全給水区域内の施設の統廃合、効率的更新が容易に行える**
- 事例→香川県、岩手中部、群馬東部、秩父、君津など



経営統合

- 同一の経営主体が複数の水道事業を経営
- 事業毎に認可が必要
- 会計や水道料金も事業毎に設定
- 複数事業間の水融通を行う場合、第三者委託の手続きが必要
- 事例→大阪広域水道企業団



**検討会での議論では、
企業団設立当初から「経営統合」ではなく、「事業統合」といった意見が多い**

統合形態のイメージ

		単独経営	経営統合(29事業認可)	事業統合(1事業認可)	
			事業認可毎料金	料金毎セグメント (経過措置の場合)	料金統一 (最終目標)
1	事業管理者	県市町村 用供 1名(県) 水道 28名(市町村毎)	企業団で1名	同左	同左
2	認可	県市町村 用供 1事業 水道 28事業	企業団で29認可	企業団で1認可	同左
3	水道技術管理者	県市町村 用供 1名(県) 水道 28名(市町村毎)	企業団で29名 (事業認可毎)	企業団で1名 (拠点又はセグメント毎に 補助者を設定予定)	企業団で1名 (拠点毎に補助者を設定予定)
4	水の融通	各事業認可毎	各事業認可毎	28市町村全体での水融通が可能 (セグメント間の流量の管理必要)	28市町村全体での水融通が可能
5	水利権	県市町村	企業団 (認可毎での水利権更新の可能性)	企業団	同左
6	水道料金	現行料金 受水単価 1料金 市町村 28料金	同左	料金毎セグメント (10~20年後に料金統一とする)	料金統一
7	受水単価	あり (県水が市町村毎に設定)	あり (企業団が事業認可毎に設定)	あり (企業団がセグメント事業毎に設定)	無し
8	決算	県市町村 29決算	企業団 1決算 (企業団内部で29事業認可毎管理)	同左 (企業団内部でセグメント毎管理)	同左
9	更新投資 事業計画	県市町村の裁量	企業団全体の事業計画と 整合を図りながら事業認可毎	企業団全体の事業計画と 整合を図りながらセグメント毎	企業団全体の事業計画に基づく
10	交付金	従来の国庫補助・交付金	従来の国庫補助・交付金 運営基盤強化交付金	同左 同左	同左 同左
11	財産 費用の支出	県市町村	企業団(事業認可毎)	企業団(セグメント毎)	企業団
12	職員の身分	県市町村	企業団 or 出向	同左	同左
13	職員の異動	県市町村	企業団 (事業認可毎の制限がある可能性)	企業団 (セグメント毎の制限がある可能性)	企業団
14	議会	県市町村議会	企業団議会	同左	同左
15	評価	水需要の減少に伴う収入減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増加、水道料金の高騰など、将来厳しい財政状況の市町村あり。	一時的な効果として広域化の補助金を受けるメリットがあるが、統合のスケールメリットが活かしきれない。事業統合に至る途中経過の状態。	スケールメリットを活かした施設・システムの統廃合、効率的な水運用を図ることによる費用の縮減、効果的な人員配置、的確な投資が可能となる。また危機管理体制の強化、恒久的な将来計画の策定、水道に特化した人材の育成、計画的な職員採用が可能となる。	

事業統合の検討の方向

事業統合で検討を進めることに対する市町村からの意見

- 経営統合では個別最適化が優先され、これまで浄水場集約の議論が進まなかったが、事業統合では**全体最適化を優先して浄水場集約の議論を一層進めることができる。**
- 一体化での施設集約の可能性を見据えて浄水場の更新を控えているが、限界に来ている。一体化による効果が薄まらないように、また国の交付金が最大限活用できるように、**統合時期を可能な限り早めてほしい。**
- 各事業体間で資産や経営状況に違いがあることから、**必要最小限の公平性は担保する必要がある。**
- 各事業体で更新投資が進んでいないのは料金値上げが必要であることや人員体制が大きな要因と考えられる。一体化によりどの程度更新投資が進むのか、**料金水準や人員体制を考慮した基盤強化方策を考える必要がある。**
- 各市町村議会の関心も高いことから、**早期に一体化による効果を整理して説明していきたい。**

課題の整理と今後の検討方針

1. 浄水場の集約等、一体化による長期的(30年間)な効果算定

まずは、市町村単独の場合と事業統合した場合の長期的な(30年後)財政シミュレーションを行い、各市町村毎の一体化による効果を算定する。

2. 必要な更新投資を踏まえた当面の中期的(10年程度)な収支見込みの検証

人員体制と当面の料金水準を考慮しつつ、一体化で現状より基盤強化が図れるよう、適正な更新費用を設定した上で、10年程度の中期的な収支見込みを検証する(国の交付金も反映)。

3. 事業統合に向けた条件設定

一体化により、各事業体の資産(施設、内部留保資金等)は、負債も含めて企業団に持ち寄ることになるが、各事業体間で資産の保有状況に差異があることから、公平性の観点から必要な条件を設定する。

令和2年度の覚書締結に向けた検討スケジュール

年度目標	令和元年度												令和2年度																							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
年度目標	一体化の効果検証(案)の作成												一体化合意に必要な効果検証資料の完成																							
年度月	令和元年度												令和2年度																							
一体化協議体制	WG(ワーキンググループ)												WG																							
協議概要	<p>● 検討会 4/15</p> <p>● 検討会 8/30</p> <p style="text-align: center;">検討会</p> <p>● 検討会 12/26</p>												検討会																							
検討事項	<p><施設整備計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浄水場集約化による施設整備計画案の作成 ・ 事業統合を見据えた 浄水場の集約案を作成し施設整備計画案を作成 ・ 国交付金の対象および事業スケジュールの整理 <p><効果算定></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一定条件による効果額の検証案の作成 ・ 市町村ごとの単独および事業統合(料金統一)の財政 シミュレーションのたたき台を作成 <p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一体化に向けた基本方針案の作成 ・ 合意に必要な課題の洗い出し(現状分析) ・ 市町村格差(資産・経営等) 是正の論点整理 ・ 覚書に必要な項目の洗い出し ・ 合意～統合に向けたスケジュールの整理 												<p><施設整備計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ● バックアップの検証および施設整備計画の確定 ・ 緊急時のバックアップ(水融通機能)を検証し施設整備計画を確定 ・ 国交付金および事業スケジュールの確定 <p><効果算定></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 合意形成レベルの効果検証 ・ 市町村既存計画との整合や、格差是正ルールおよびバックアップ検証に基づく施設整備計画を反映させた 財政シミュレーションの完成 <p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 合意形成レベルの基本方針作成 ・ 格差是正ルールの作成 ・ 覚書案の作成 ・ 統合までのスケジュール作成 ・ 組織体制、業務体制、財政運営、施設管理等の 基本方針とりまとめ 												首長・議会説明											
	継続協議												継続協議												継続協議											
	継続協議												継続協議												継続協議											

覚書締結 ↓ 協議会設立

【参考資料】 更新投資に関する全国との比較分析

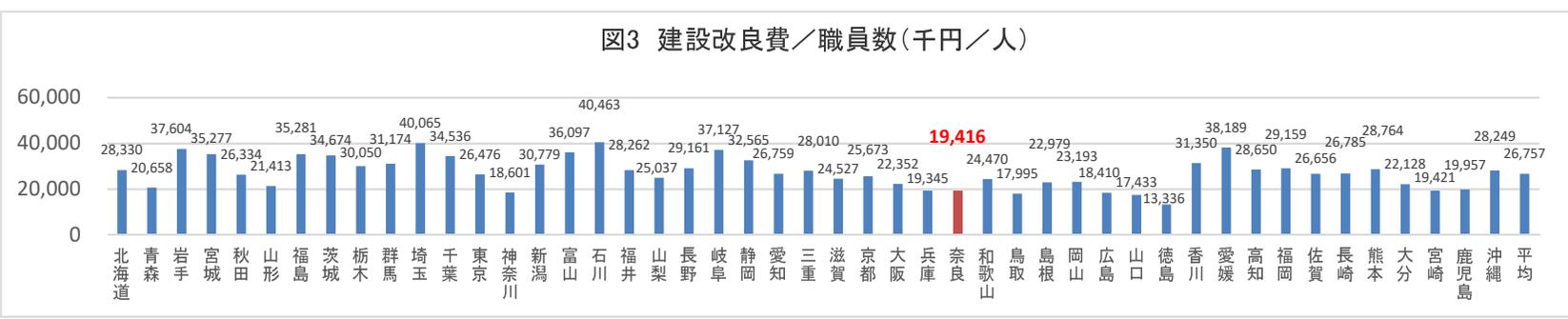
出典：H29水道統計



奈良県は給水収益に対する建設改良費が全国で最も小さい。全国では給水収益の半分近くを建設改良費に充てている状況。



有形固定資産取得額に対してどの程度償却が済んでいるかを見ると、奈良県は全国でも償却累計額の割合が高く、老朽化が進んでいる。



更新投資が進まない理由として職員数の不足が考えられるが、職員数に対する建設改良費の割合をみると、奈良県は全国で下から7番目であり、職員一人あたりの建設改良費は小さい。